

退職合意書

株式会社_____（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、甲乙間の雇用契約関係にかかる一切の件（以下「本件」という。）について、以下のとおり合意した。

- 1 甲と乙は、令和6年 月 日（以下「退職日」という。）をもって、乙が（自己都合により・会社都合により）甲を退職することを相互に確認する。
- 2 甲は、乙に対して、本件の解決金として_____万円を、一括して、令和 年 月 日限り、乙の給与振込口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。
- 3 退職日の翌日以降、甲の施設内に乙の私物があった場合、乙はその所有権を放棄し、甲が当該私物を自由に処分することを認め、異議を述べない。
- 4 乙は、甲に対し、退職日までに、____、____その他甲が乙に貸与した一切の物を返還する。ただし、返還に要する費用は、乙の負担とする。
- 5 甲及び乙は、本書面の存在及びその内容の一切について、厳に秘密として保持し、正当な理由なく第三者（甲の従業員・元従業員を含む。以下同様とする。）に、口外しないことを相互に約束する。
- 6 甲及び乙は、本合意成立後、相手方（甲の役員、従業員、元役員、元従業員を含む。以下同様とする。）を誹謗中傷する言動その他相手方の社会的評価を低下させるような言動の一切（口頭、書面、インターネットやSNSへの書き込み等の一切を含む。）をしないことを相互に約束する。
- 7 乙は、甲の在職中に知り得た以下の各情報を使用せず、また、第三者に開示、漏洩しない。
 - ①甲の取引先の名称及び住所、連絡先、担当者名、取引先との取引内容、取引先からのクレーム内容、その他取引に関する一切の情報
 - ②甲の財務、人事等の甲内部に関する情報
 - ③その他、甲が機密保持の対象として指定した情報
- 8 甲及び乙は、甲と乙との間には、本合意書に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認し、本書面締結以前の事由に基づいて本件に関して一切の異議申立て又は請求等の手続（あっせん申立て、仲裁申立て、調停・訴訟手続等の一切）の行為を行わず、また、現時点で申し立てている請求等の手続がある場合には取り下げを相互に約束する。

本合意書の成立の証として、本合意書2通を作成し、甲乙各自記名（署名）押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：

乙：

